

①いじめの予防

- 校内指導体制の確立
- 教育活動全体を通じた「いじめは絶対に許されないことである」という認識の指導
- 学習における基礎・基本の定着に向けた分かる授業の実践
- 人権・同和教育の充実とお互いを思いやり，尊重し，生命を大切にする指導
- 定期的な生徒指導職員会，生徒指導推進委員会（ケース会議）の開催
- 縦割り班活動を基盤にした自己肯定感の醸成
- 保護者との連携，支援体制の強化

②いじめの発覚

保護者または他の児童からの報告

本人の訴え
サインの発見

③情報の収集

- 教職員，児童，保護者，その他から「いじめ・不登校対策委員会」に情報を集め，事実関係の把握に努める。

【いじめ・不登校対策委員会】

校長，教頭，（教務主任），生徒指導主任，養護教諭，担任（特別支援教育コーディネーター）（教育相談コーディネーター）

情報提供・連携

相談・報告・支援・調査

（必要に応じて参加）

スクールカウンセラー，保健師，校医，学校評議員，民生委員，保護司，教員・警察官経験者，PTA役員 等

④指導，支援体制の組織化

- 「いじめ・不登校対策委員会」で指導・支援体制を組む（学級担任，養護教諭，生徒指導主任，管理職などで役割を分担）

⑤-A 児童への指導・支援

- いじめられた児童に対して，心のケアや様々な弾力的措置等，いじめから守り通すための対応を行う。
- いじめた児童には，いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ，自らの行為の責任を自覚させる。
- いじめを見ていた児童に対しても，自分の問題として捉えさせ，いじめを止められなくても，誰かに相談する勇気を持つよう指導する。

⑤-B 保護者との連携

- つながりのある教職員を中心に，関係児童（被害者，加害者とも）の家庭訪問等を行い，事実関係を伝えるとともに，今後の学校との連携方法について話し合う。

◆報道機関への対応

◆事後観察・支援の継続

◆継続した情報交換・共有